

〔14番 高原邦子 登壇〕

○14番（高原邦子）

発言のお許しをいただきましたので質問したいと思います。昨日から防災のことに关していろいろな議員が質問されておりますが、私も「飛騨市地域防災計画」というものの計画書はできているんですが、それに血を通わせ、そして生きたものに、ためになるものにしていきませんかという思いで今回質問させていただきます。

元日に能登半島地震が発生し、今なお不便な生活をしている人がいることには誰もが心を痛めております。「飛騨市地域防災計画（令和5年度改訂版）」を読みましたが、細部にわたり対応、対策等が記されておりました。この種のマニュアルなどがあるにせよ、飛騨市の過去の災害等にも触れており合格点、二重丸であると思います。私の両親は東日本大震災に宮城県で被災しております。神岡町の方たちとボランティアとして石巻市に行き側溝の泥上げなどをしてきました。何よりもその大変さ、家具の悲惨さ、あんな家具が倒れるのか。私のピアノはアップライト式ですけど2メートル、3メートル動いていて年寄りではとても動かさない。倒れた家具も本当に大変で、ご近所もみんな大変な被災でした。東日本大震災は津波が大変ということで、目には映っていないかもしれませんが内陸の古い家はばっと崩れてしまっています。それを見たら能登半島地震の建物の崩壊も一緒だなと思いついておりました。阪神淡路大震災のときは圧死者が多く、東日本大震災は圧死で亡くなられた方もいらっしゃいますけれど、やはり津波関係で溺死が多かったということでもあります。能登半島地震のほうはいろいろなものは出ているんですけど、最終的な詳しい情報はないので言葉は控えておきます。でも、地震災害というのも大変だなというふうに思っております。防災計画にも書かれていますけども、飛騨市が他地域の方々と連携協定などを結ぶなどして災害に当たっての準備、そしていろいろなところで災害に対して腐心しているのは分かっております。復興は早いほうがいい決まっているんですけど、今一歩読んでいて復興のことで物足りなさを感じたので今回それも含めて質問したいなと思っております。

東日本大震災の場合は、直後に市町村の機能自体が喪失してしまったそうです。防災無線や衛星通信用の非常用電源を失ってしまって、情報収集に支障を来して大変だったと聞いております。飛騨市では先に落札したデジタル防災無線工事がありますけども、そういった点は心配ないのですかということです。私の読んだ資料には町村役場の職員がバッテリーとか非常用電源に対して不慣れであって、なかなか山のほうにあるそちらに行くのにもできなかったと。それで長時間停電に災いしたということが報告書に載っております。飛騨市も長時間停電の場合、情報通信の確保、そしてその伝達は大丈夫なんですかということです。先ほど上ヶ吹議員のときにもありましたけど、防災士の方でそういったことが嫌だという方もいらっしゃるとか、大変だと思うんですが、その辺はどうですかということをお伺いしたいです。

2点目は、職員も東日本大震災の被災者となっていて、結構市役所の職員、町役場の職員も亡くなっております。そんな中で支援物資などが来るんですけども、その仕分けが職員だけではかどらなかつたとその報告書には書いてありました。民間の流通業者さん、農業協同組合関係だったと思いますが、その方々に頼んだらスムーズにはかどったということです。流通のことを

よく分かっている人が仕分けとか、配ってくださったということでした。飛騨市も職員数が少なくアウトソーシングにいろいろなことを出している今、職員も手一杯になってしまうと思うんです。そうすると民間に頼むことが重要になってくるし、民間と連携していくということは計画書に書かれているんですが、物資等は仕分けというか仕事の役割分担ができていいのか、計画書の中のとおり頼めるのか、そちらも了承しているのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

3点目、建設仮設住宅と民間で民間賃貸仮設住宅というのがあると。また、災害公営住宅というのがあると。その辺いろいろな種類があるんですが、長所とか短所といたらおかしいですが、後々のことを考えると問題もあるようなんですが、こういった仮設住宅等に関しては飛騨市はどういった考え方で進めていくつもりなのか。その辺を教えてください。

4番目ですけども、これは今回聞きたいなと思っていました。災害復旧と災害復興というのはニュアンスが違いますが、災害復興というのは、このように定義されておりました。「従前以上の機能や効能を持つようにすること、または、将来において持続可能性を有したまちづくり及び地域の産業、コミュニティの再生等に対する必要な施策を行うこと。」と定義されております。私は能登半島地震を見てもそうなんですけど、被災後は一番この復興といういうことが大切ではないかなと思っています。幸いにも飛騨市は地震とかで大変な思いを今回しなかったわけですが、私よりも年の多い方々が「元日の揺れは自分が経験した中で一番大きかった。」と言うくらいだったんです。災害というのは地震災害だけではなく豪雨とかいろいろな災害があるんですけれども、今、災害のないこの平時、私たちは何をしていたらいいのかというと、市民の方々にも、市役所自身もそうなんですけど、不動産登記をしてないところがありますから、そういったことをきちんと進めていくことだと思うんです。なぜかといいますと、例えば日本国憲法には「財産権」という項目があって、そこに「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共の福祉のために用ひることができる。」とあります。そういった考えのもと土地収用法や災害の規定も利用されているんですけど、ただ、災害があった後、この土地収用法とかをしっかりとできるかといえばそうではない実態が東日本大震災ではあったわけです。よくない点、よかった点あるんですが、ほとんど町村は利用していかなかったということがありました。

私は前から思っていたんですけど、法治国家なのに誰が所有者なのか分からない。何代も前の人の名前のままになっている土地がある今の日本は、本当に法治国家かと思っているんですけども誰が所有者か分からない不動産があったり、行方不明の方がいたり。私の地域では本当に除去していただきたい特定空家みたいなところがあったんですが、新聞でも御存じかと思うんですが、白骨死体が出たものですから相続の関係になってしまって、せつかく取り壊しが決まっていたのにそれがちっとも進んでいないと。私はもっと知恵を出せよと思うんですが、そういうこともされていない状況なんです。こういった状況を何とか平時のうちから少なくしていくつもりはないのかということなんです。私も4月に法務省へ行ったときにいろいろお話を聞いてきたんですけど、4月から相続した不動産は登記の義務を負うということになっております。飛騨市も終活を市民のためにやっていらしてその点も触れられていると思うんですけども、市民がしなければいけないんですけど、本腰入れて不動産所有権の登記問題を解決していくつもりはないのか。万が一のことがあったとき、土地がどうしても必要なときは土地収用法を取って移動してもら

とか、そういった強制的な方法をとっていくのか。その辺、災害時の在り方についても伺いたいと思います。

もう1つ、防災計画書は市役所の各部署も出てくるんですが、ということは職員全員、一人ひとりにもこの内容を把握してもらわなければならないと思うんですけど、職員への浸透度合いはどれくらいかなということをお伺いしたいと思います。

ただ、私今回見ていて本当に危機管理課の人たちには頭が下がる一方です。本当に大変だなと思いました。でも、それをまだ私は血が通っていない計画書だと思っていますのでしっかりと答弁をよろしくお願いします。

それともう1つ議長をお願いしたいんですが、数字とかそういうことは聞きませんが、関連があるし、ましてや危機管理のところですので通告書にないというふうには言わないで、答えてもらえるように協力していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それではデジタル防災無線と支援物資の仕分け、地域防災計画について通しでお応えいたします。

まず、デジタル防災無線についてです。令和6年度から整備するデジタル防災行政無線では、長時間停電に備えて親局、各中継局には72時間以上の連続運転に耐えられる非常用発動発電機を、各子局には停電保障時間72時間以上の電源を備え付ける仕様に、個別受信機は市販電池により120時間以上稼働する仕様しております。さらに燃料切れに備えて、災害時における給油に関する支援協定を岐阜県石油商業協同組合飛騨支部と締結し長時間停電に備えています。加えて、中部電力送配電株式会社と災害時における電源車派遣による給電支援、東海総合通信局を通じた臨時放送局の代替設置など、災害時の長期停電においても防災行政無線が機能できるような多角的な対応をしています。

続きまして、支援物資の仕分けについてお答えします。支援物資の仕分けについては、議員の質問趣旨から災害救助法が適用される大規模災害発生時と捉えてお答えします。この場合、支援物資等は国・県から市の輸送拠点である古川町若宮駐車場、古川トレーニングセンター、河合小学校体育館、宮川町公民館、神岡町公民館の5か所に集積され仕分をします。これらの拠点における仕分けは市職員の指示の下、自治会の方々、社会福祉協議会が募集したボランティア、防災士会等の協力を得て仕分けをし、発送します。発送のための輸送手段は、県が協定を締結している岐阜県トラック協会加盟各社、DCM株式会社、飛騨市との災害時での協力をオファーしている佐川急便株式会社などの協力を得て発送します。いずれにしても、大規模災害発生時には市職員や市内業者のみでの対応は困難であり、国・県の枠組みや近隣自治体の応援、市民ボランティアの協力により支援物資等の仕分けを実施するよう計画しています。

続きまして、地域防災計画についてお答えします。飛騨市地域防災計画は、記載範囲が広範多岐にわたるとともに、内容的にも高度な専門性を必要とされる事項があります。このため、全職員一人ひとりが内容をしっかり把握することは議員ご指摘のとおり理想ではありますが、かなり

難しいことであるとともに、そこまで必要とされるものではないと認識しています。飛騨市地域防災計画においては、担当部局を明確にしていますので、該当部分について管理職以下が理解できていればよいのではないかと認識しています。一方、全職員が必ず理解し、災害等発生時に正しく行動できなければならないのは、災害対策本部を設置して各職員が臨時に定められた部署に配置して活動する非常勤務体制への移行です。これについては、毎年の年度初めに災害時の職員配置について周知徹底し、メール等での伝達確認訓練を実施後、6月の総合防災訓練において実行して確認・評価をしています。これらの成果は1月1日に発生した能登半島地震時に、急遽非常勤務体制に移行して職員を招集し、迅速に災害対策本部を設置して活動できたことは平素からの教育訓練が徹底できた成果であると認識しています。今後も、飛騨市地域防災計画に基づいて整齐とした行動ができるよう、職員の教育訓練に努めてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

3点目の仮設住宅についてお答えします。本市では、岐阜県の指導の下、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震に備え、地震防災体制の充実・強化を進めるため大規模災害時における迅速な住居確保のための応急仮設住宅建設可能用地について、毎年、応急仮設住宅の建設可能用地リストを更新し、個別台帳の整理を行い、県に報告を行っているところです。この応急仮設住宅とは、議員ご質問の建設仮設住宅に相当するものです。現在、応急仮設住宅の建設用地の候補地としてリスト化した用地は、市有施設のグラウンドや公園など計27か所、建設可能戸数は2,008戸となります。しかし、岐阜県が試算した跡津川断層地震の被害想定では、必要な仮設住宅戸数が2,605戸とされており、充足率は77%となります。県が県内状況を取りまとめたものによりますと、都市部では充足率が100%を超える自治体もありますが、県内平均が89%、飛騨圏域では65%で、山間部ほど充足率が低い状況が見受けられます。

これまで、応急仮設住宅候補地の選定等については基盤整備部のみで検討しておりましたが、瓦礫置き場との競合や上下水道施設が整っていないこと、民間事業者による開発計画などの課題があることから、本年から危機管理監の指導のもと各部署が連携し、情報共有により各部署の課題解決に向けた取り組みを行っているところです。

民間賃貸仮設住宅については、民間集合住宅を借り上げて被災者へ提供するものですが、本市においては平常時の民間集合住宅の供給量が不足していると考えられる状況であり、検討に至っていません。また、災害公営住宅は、災害時に公営住宅法に適合する被災者向け公営住宅を整備した場合に国庫補助率が嵩上げとなる制度であり、平時に事前に準備することができず、制度適用には被災後に用地の確保から検討が必要となりますので、本市としては、まず応急仮設住宅の建設を第一優先事項として検討することとします。先ほど述べましたように、応急仮設住宅の建設候補地が現状では想定規模に対して不足している状況であることから、今後は県有地、民間事業者の用地も含め、引き続き候補地確保に取り組んでまいります。

次に、不動産所有権の登記についてご質問いただきましたが、不動産登記に関しての所管省庁

は法務局であり、市では直接的に民間所有の不動産登記に関して指導する立場にございませんので、一般論としての相続登記に関する現在の状況と問題点について、そして市が直接関わる嘱託登記と収用についてお答えをさせていただきます。

今回、不動産登記法が改正となり、令和6年4月1日から相続登記の義務化がなされましたが、こういった法制度の改正等については法務局から各自治体へ住民への周知広報の依頼がありますので、飛騨市の場合は嘱託登記の所管部署で対応することとしており、総務部総務課管財係で広報ひだの記事掲載や市ホームページで周知の対応をしております。

確かに、議員がご指摘のように相続登記がなされていないため所有者が確定できず、その用地の活用が困難になっている事例は、民間では多数存在すると考えられます。また、こういった不動産の増加が不動産の流通疎外や価値低下につながっているものとして国も大きな問題であると捉え始めたことが今回の不動産登記法改正の大きな理由であると認識しております。令和8年4月1日からは、所有者の住所変更についても登記が義務化されることになっており、今回の不動産登記法改正ではほかにも所有者情報が適切に登記されることによって所有者不明の不動産を解消していくための方策が盛り込まれております。市としては、今回の不動産登記法改正が所有者不明土地を減らすための大きな転換点であると捉えており、お悔やみの手続きに来られた方へ制度周知のチラシを配布するなど、市民への周知対応を継続して行っております。

次に、市の事業で土地取得をする際や、災害復旧の際における対応についてご説明します。市の事業によって土地取得が必要となった土地に相続登記がされていない土地が含まれている場合は、登記簿上の所有者情報から相続権者をたどり相続登記を行います。相続登記がなされていない土地は珍しくありませんが、ほとんどの場合で時間はかかりますが全ての相続権者を確認することができており、通常の売買によって取得することができています。土地収用法については、公共事業に際して取得が困難な土地に対して適用することが可能ですが、県の事業認定を受けて行う必要があることから、その適用までの制度的なハードルは高く、当市での適用事例はまだありません。

当市のような官公署の場合は、職権による相続関係の資料収集が可能であることから、嘱託登記による相続登記が比較的容易に対応可能ですが、所有者が独自で過去の相続登記を行おうとした場合には相続関係者の資料を集めることが個人では困難であることから、司法書士等への委託費が必要なことも相続登記がなされていない要因の1つとなっていると考えられます。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○14番（高原邦子）

確かに土地基本法から国土利用計画法からいろいろなものやって、最終的に災害対策基本法というものを一番もとにして皆さん案を練られて準拠してやられているということは分かるんですけど、これをきちんとしていくには相当お金がかかっていくし、なかなかできないなど。だから血を注いでというのは、本当は絵に描いた餅なんです。きっと災害対策基本法とかにそういった計画書をちゃんと作れと書かれているから作っただけで、本当に飛騨市にぴったりそれをずっと守っていくかといえ、さっき高見危機管理監が言われたように職員全員が知る必要はないと。その担当課が知っていればいいような感じですよ。でも、高見危機管理監、飛騨市の職員は人数が少ないんです。何万人もいる職員じゃないんですよ。本当に身近なものですから、や

っぱりある程度知っておくべきものじゃないかなと思うんです。

それでもう1つ入れてもらいたいなと思ったのが、この危機管理というのは成人男性の健常者がメインで考えてやっていらっしゃると思うんですけど、先ほど上ヶ吹議員が防災士に9歳とか中学生の子もいたというようなことをおっしゃっていたんですけど、こども基本法というものが昨年から施行になったと思うんです。子供というものの視点、考え方もしっかりと入れていかなければいけないと思うんです。それが入っているのかどうか。どうも昨日からいろいろな話を聞いていてちょっと違うなと思うのが、災害とかそういうもので一番大切なのは自助だと思うんです。何とかして生き延びるための。小学生、中学生なんかも東日本大震災のときはいろいろなお手伝いもしたりして見てきて、その子たちが今十何年たってどんな大人になっているか。あの当時、岩手県のほうではこの大変な震災をくぐり抜けた子供たちの中から総理大臣がきつと出るだろうと言われたんです。岩手県では原敬と米内光政が総理大臣で出たんですけど、そう言われるくらい子供たちにはものすごい経験と大変さだったんです。ですから、ぜひ学校で何としてでも生きるんだよという教育をしていって、誰かが助けてくれるではなくて最後は自分でというたくましいところもないといけないのではないかなと思うんですが、学校ではそういったところの教育、お父さん、お母さんもないところで災害に遭うことがある。その辺はどのようにされていますか。急に振って申し訳ないんですけど、どうぞお願いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今議員がおっしゃったように、自分の命を守る、その安全を守って取り組んでいくという自助の部分というのは大変大切なことで、これは学校においても防災教育の中で最も大事にしたいということを思っております。そもそも学校教育においては、子供たちが世界に1つしかないかけがえのない自分の命、他者の命を大切にすることということを一番大事にして、その心情と行動力を培っていくということが私たちも大切にしていることです。その上で防災教育ということ考えたときに、まずは自分の命を守って、自分ができること、自分がすべきことをちゃんと主体的に自分で考えて行動する力をつけるということを大切にしたいですし、本年度、飛騨市学園構想においても地域の皆さんと取り組む共有の課題として、防災教育に力を入れていきたいということを思っております。具体的には、小学校の1年生、2年生から自分の命を守るという意味で町探検に行って、ただお店屋さんを見るだけではなくて、例えば自分が歩いて来るところでどこが危険なのか、それを自分で見つける。高学年になればどういったことを守ればいいのかというハザードマップを自分の自宅、あるいは近所のハザードマップを自分たちで作るという取り組みを既に行っているんですけども、そういった自助の精神と力をこれからも培っていきなというのを教育の面でも思っております。

◎議長（井端浩二）

高原議員に申し上げます。通告書になるべく沿った再質問をお願いしますのと同時に、簡潔明瞭をお願いいたします。

○14番（高原邦子）

私今回いろいろ勉強しましたら、本当に大変でした。飛騨市みたいな小さいところはなんで

すけど、法曹有資格者等の活用ということで市役所とかの職員に法律的なことが分かる人も必要じゃないかと言われているんです。私は思ったんですけど、東日本大震災でいろいろ復興したんですけど、国がほとんどお金を出してくれるので紐つき予算と言ったらちょっと言葉が悪いんですけど、地域地域の必要としたものにならなかったというレポートがあったんです。この計画書も出されたんですけど、業務継続計画、BCPと言うのかな、飛騨市はこの防災計画とともに作られていますか。どうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

BCPにつきましては、防災の中の非常に中核となるところで、当然のごとく飛騨市も作っております。

○14番（高原邦子）

正直言いますと、私もどうしたものかなと思ったりいろいろしていたんです。昨日、水上議員のところまで道路啓開とがありましたよね。あのときに車を動かすためのものがあるからと言われたんですけど、能登では孤立しているところがいろいろあって、孤立解消には最終的に19日間かかったそうです。そのときにも具合が悪くなった人がいてヘリコプターで来てもらおうと思っても、駐車場に車が止まっていたので、それを若い人たち、観光客とかみんなでよけたと。だから私はコミュニティーってとても大切だと思います。いろいろな意見があると思うんですけど、この防災のためのコミュニティーづくり、改めてどういったところを重点的に気をつけて組んでいこうと思っていらっしゃいますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

防災を含めたコミュニティーの中核となるのは各行政区だと認識しております。飛騨市では行政区長を中心にして地区防災計画を作成しております。また、それができないところにつきましては、自治会長を中心とした自治会の防災計画を作る。それを中心にして高齢者等の見守りのネットワーク等を組んでおります。このように基準となるものは区、自治会であると認識しています。

○14番（高原邦子）

本当に危機管理監には大変なところをやってもらっていると思うんですが、また通告にないと言われるんですけど、これは市長にお伺いしたいと思うんですけど、この間、国会で改正地方自治法が通ったと思うんです。国からの指示権というものが災害とかに対しておかかってきて、中にはこれは地方自治の侵害じゃないか、国の意見が強すぎるのではないと言われる方があって、行使要件とか中身がよく分からないのですが、もう9月から行われるんですけど、その辺市長はどのように受け止めていらっしゃいますか。

△市長（都竹淳也）

実際のところ市長会でもあまり議論にならなかったんです。正直言ってどこがどうなるのかよく分からないというところがみんなあったと思うんですが、ただ、あれはコロナ禍のときに国と

地方の役割、国の指示関係がはっきりしないということから議論が始まっているというふうに認識をしているんですけども、現実には今後の運用だと思います。一般的に言えば国の指示権が強くなるということはいいいことではないですよ。地方自治というものがある上でそれを非常時に大権的に国が力を持つてしまうというのは決していいことではないというのが一般論としてはまず前提だと思うんですが、ただ、それが例えば実際非常時が起こったときにどうなるのかということを考えて、国が指示を出すにも地方の状況が分からなければ方向性の出しようがありませんし、結局はお互いのやり取りの中で決まってくるのかなと思いますので、机上の論理としては確かに決して望ましいことではないんですが、現実には決めたからといってそのとおりに動くわけではないし、連携を取りながらやっていかなければいけないということになります。そこは災害のときなり、危機のときにきちんと連絡を取り合ってやるという、むしろ個々の人間関係をしっかりつくっておくということのほうが大事なかもしれない。その上で、国にしっかり指示を出してくれよということは逆に言いやすいわけです。しっかりしてないのではないか、ちゃんと指示権を発動しろということも場合によってはあるかもしれないので、都度、臨機応変に動いて行くものだろうなと思います。

○14番（高原邦子）

そのとおりだと私も思います。いろいろあるんですけど、危機管理監にもお願いしたいのが、これから先、子供の声というか、子供の目線を入れたものにしていてもらいたい。何年かすると子供たちは大人になっていくし、子供たちを巻き込んだ防災というふうにしてやっていてもらいたいなと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

ちょっと時間がないものですから、次のハラスメント撲滅を全市民あげていきませんかということをお聞きします。

今、テレビでもどこでもカスハラ、カスハラと、カスタマーハラスメントがと言われておりますけれども、飛騨市でもいろいろな業種でやはりありました。スーパーなどでも顔見知りなのによくあるそうです。一昔前に「お客様は神様です。」という、三波春夫さんの文言の歌が流行っていて、お客という立場はそういうものだというふうに思われているからかもしれませんけれども、テレビでは他市町の市長がセクハラをしたり、パワハラをして辞められたり、今騒ぎになっているとやっています。私、その地域に知人がいるものですからいい迷惑だなと思っています。飛騨市民憲章に「思いやりの和を広げ、ぬくもりのあるまちをつくります。」とありますね。思いやりの心があればいろいろなハラスメントは起きないと思いました。市長は平和都市を言われて、子供たちに長崎県とか広島県とかそういった思いをされていますけどまずは、身近な多くの人の心を傷つけるハラスメントを撲滅していかないと平和なんて言っていられないところが実際あるんです。

今回、議会でもハラスメントの研修をしました。市の職員も市民からいろいろなことを言われると思うんですけども、言ったの言わんのじゃないんだけど、感情論でもめめますけど、各種ハラスメントに対して逆に言えば市民がお客さんと考えたとカスタマーハラスメントになるのかなとは思いますが、どのように対応しているのか。

もう1点は、市役所の職員ではないですけど、違うところへ行ったら、上司がちっともカスタマーハラスメントを受けても共感を持ってくれなくて、お前があかんのやみたいな感じで、同僚

もそんなような感じで、本当にどうしたもんやということを言われたので、企業もそうですし市役所の職員もそう言われている人もいれば、逆に言っている人もいるので、ハラスメントの防止、撲滅を何とか考えていかないといけないなということを言いたいのですが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ハラスメント対策のお話でございます。具体的な研修とか対策の話は後ほど総務部長から答弁してもらいたと思いますが、ハラスメントについての考え方、これは市としてというよりも私の考えになるので、私の考えということで申し上げたいと思います。

今や企業経営の中でハラスメント対策というのは基本でありますし、どの企業でも団体でも取り組みが進んでおっていると認識しております。ただ、大事なことはどんな研修をどうやってやるかということももちろんですが、議員おっしゃるようにまさしく市民憲章にあるような思いやりの気持ちを持つというのが基本ではないかというところは高原議員と全く同感です。

私が8年前に市長になったときに、初登庁して最初、玄関に入ってすぐに訓示をするんですが、そのときにパワハラ厳禁というふうに言って、以来ずっと毎年、年度初めの訓示のときにはそれをずっと言い続けてきております。これは自分の経験に基づくものでありまして、県庁時代にパワハラの場合というのは何度も見てきました。自分自身が平成元年ですから、まだ平成の1桁、2桁の前半というのは昭和の色を色濃く残す時代ですから、そういうのが全然普通だった時代というのが現実にあります。それから自分自身も岐阜県庁の秘書課というところに7年在籍しましたけども、秘書課というのは先輩秘書から面々と続く昭和の徒弟制度みたいなものがあって、本当にパワハラ体質の組織でありまして、自分も随分叱責もされましたし、先輩秘書から言われたい日はないくらいでしたし、逆に自分も秘書時代に内勤のサブの秘書にきつい言葉で叱責したことも何度もありますし、半分怒鳴り散らすみたいなこともありましたし、きつく問い詰めるようなことも実際ありました。今でも県庁職員の当時を知っている人は、「あの頃の都竹さんは怖かった。」という人も中にはいます。

ただ、それは組織全体がそういうふうに常態化してしまうと、次第に正常な感覚を失っていくんだなということを今になって思うわけです。ただ、私自身はその後だんだん考え方が変わってきたんですが、私はよくこの話をするんですが、一番のきっかけはうちの次男が障害者ですけども、重度の知的障害があると分かったことがその大きなきっかけだったというふうに自分を振り返ります。重度の障害があると、例えば同じ年の定型発達の子供たちに比べてどんどんどんどん差がついていくわけです。そういうのをずっと見てみると、人間というのはそれぞれ弱いところもあるし、努力をしても変えられないところももちろんあるし、そういうところがたくさんあるけど、それを個性として、あるいは強みとしてありのままに受け入れていくということが一番大事だということを思うようになってきたわけです。それと、ずっと友達と比較して親としてはたまらないわけですけど、そういうのを見てみると、ちょっとでも、本当に米粒1つぐらいでもいいところがないかと思ってずっと見ていくわけです。今でもそうです。そうすると不思議なもので同じ職場の同僚職員、部下職員も同じように見るようになるんです。何かいいところはないか、

いいところはないかというふうにずっと思うようになる。その頃からすっかり職場で怒ることがなくなりました。今、職員によく「市長、本当に怒らないですね。」と言われることがあるんですけど、たまに腹立つこともいっぱいあるんですが、でも、そのときは自分に置き換えたときにやっぱり辛いことではないかと思うこともあるし、自分でできるのかと思うこともあるし、そうやって人のいいところを見ようというふうになってくると変わってくるんだというふうに思うわけです。

もう1つは、人っていつでも弱い立場になると思うわけです。障害のある立場というのは、障害者という、そういう特殊な分野があるように思われるけども全然そんなことはなくて、例えば自分でもそうですし、ここにおられる皆さんもそうですが、今夜家で突然脳梗塞を発症して明日体が動かなくなるかもしれない。あるいは帰りに途中で事故に遭うかもしれない。あるいは明日生まれてくる自分の子供が重度の障害があるというケースだって幾らでもあります。そうすると、障害があるとか困難があるというのは実は普通のことで、それを弱い立場だと私は言っていますが、弱い立場にあるということは特殊なことでも何でもなくて、明日の自分の姿で、つまり同じ地平の上にあるんだ、対岸にあるのではなくて同じ地平にいるんだということを私は思うわけです。これが私は共感だというふうに思っていて、高原議員もおっしゃるこれが共感だというふうに思うんです。だからみんな同じ立場になるんですよと。みんな同じなんですよと思うと、自分のことになるからそこで共感が生まれるんだと、これは自分の信念です。

だから病気とかけがもあれば生活困窮もあります。商売をやっていて真面目に一生懸命やっているけど世の中の情勢が変わってきて売り上げが下がってくる、生活が苦しくなる、幾らでもあります。誰しも辛いこととか苦しいことがあるけども、思うようにならないことがあるけども、その中でも一生懸命生きている。仕事においても同じで、人によって得意、不得意があるわけです。全部がみんな同じようにできるわけではないし、努力せずに簡単にできる人ももちろんいます。でも、努力しても同じようにできない人もいます。それを「お前できないじゃないか。」と言って叱責をする、怒鳴り散らす。こんなことはやっぱりあり得ないと思うので、自分自身も100%模範的な人間ではないということと同様に、誰も100%完璧な人なんていないわけですから、そこに共感を持つということがハラスメント対策の一番根幹ではないかと。こういう意味だというふうに思っているの、相手のことを自分に重ねて自分のこととして捉える。これが本当に共感であり、市民憲章にある思いやりということではないかというふうに思います。

逆に言い換えますと、ハラスメントの裏には必ず共感の欠如がある。このように思っています。例えばカスタマーハラスメントの話を議員されましたけども、例えば接客している店員も同じ人間なんですよと思ったら厳しい声をかけられないですよ。大変な思いをしながらこの人が働いているんだと思ったらそういうことは言えない。だけど、金払っているから自分が優位だ、何を言ってもいいんだと思うからカスタマーハラスメントということが起こるわけでありまして、そんなことない、自分がこの人の立場だったら、一生懸命働いているんだと思ったら言えないと思います。弱い立場の人とか、人の違いとか、人の個性とか、そういったものの共感を広げたいという思いで始めたのが、今やっているダイバーシティのまちづくりというのはまさにその気持ちで始めているということです。

この件については何度もご説明しておりますけど、もともと性的マイノリティーの方々への理解増進というところから始まりましたが、その中で外国人にしても障害者にしても、あるいはいろいろな特性がある人にしても同じではないかということに気がついて、一人ひとりを大切にするまちづくりをする運動に発展させていこうということで、このダイバーシティのまちづくりというものをしてきたわけであります。昨年末に検討委員会の皆さんに宣言をつくっていただいて、ダイバーシティのまちだという標榜して活動を始めているわけでありますけども、講演会を5月にもやりましたし、あと市内の企業にもいろいろな宣言の呼びかけをしております。今13企業団体が賛同してくださっておりますが、またこの後も啓発の上映会とか、勉強会とか、講演会とかをやっていききたいと思っておりますけども、一番の目的は自分たちと違う人たち、あるいは弱さのある人たちを大事にするまちをつくるということがこのダイバーシティのまちづくりの一番の目的でありますし、繰り返しになりますけども、これこそが思いやりの和を広げ、ぬくもりのあるまちになるということだろうと思しますので、その方向で頑張っていきたいというふうに考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは、1点目のハラスメントに関する職員研修及び対策についてお答えします。飛騨市では今年度「ハラスメントを許さない」をスローガンとして掲げ、ハラスメント撲滅に向けた取り組みを進めております。まず昨年までの実績でございますが、管理職を対象としたパワハラ、セクハラ等の防止研修をはじめ、怒りをコントロールするアンガーマネジメント研修、そして全職員を対象とした公務員倫理研修の中でも職場におけるハラスメントの防止に向けた内容を学んでおります。なお、今年度は7月から9月にかけて管理職・監督職職員を対象としたウェブによる動画研修を予定しております。

他方、近年お客様からの不当要求等が全国的な社会問題となっておりますが、それに対応すべく、昨年度は管理職・監督職職員を対象に不当要求対応に関する研修を実施し、いわゆるカスタマーハラスメント対応についても取り組みを進めているところです。ハラスメントは人格や個人の尊厳を侵害する行為であり、職場環境を悪化させるばかりか業務の円滑な執行に重大な支障を及ぼし、絶対に許されるものではありません。市ではハラスメントの防止等に関する規定を設け、職員からの苦情相談に対応する相談員の配置、ハラスメント事案を審議し公正に処理・解決するための処理委員会の設置等、ハラスメントに関する相談体制等を整備するとともに、対面で相談することが難しい職員に対してはウェブによる専用フォームを整備するなど、職員が相談しやすい環境を整えます。

今後も、引き続き研修を重ね、さらに認識を深めることで、結果、風通しがいい良好な職場環境を整備することでハラスメントの防止に努めてまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○14番（高原邦子）

共感というのは本当に大切なことですが、短時間でもいいですけど、帰る前にぱっとミーティングをして今日何かなかったかとか、そうやって聞いたりはしていないのでしょうか。というのは、周囲の人で、自分の職場の相談ができて共感を持ってもらうことで自信が持てるようになったという人がいたんです。とんでもないお客さんだったみたいで、「高原さん、ああいう人が仲間でよかったわ。」と。部で違うかもしれませんが、谷尻総務部長のところは、そうやってちゃんと聞いていますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

総務部では今年の4月から業務に支障のない範囲での雑談をなさいということで進めております。これには大きな意味が幾つかあるんですけども、やはり1つにはコミュニケーションの増進促進という意味があります。そういった中で、できるだけ私のほうからも若手の職員に声をかけるであるとか、逆に若手の職員が私のところに判子をもらいに来たときに声をかけるとか、それは私とだけではなくて係内であるとか、課内であるとか、当然業務的にミーティングというのも各課で行っておりますし、私自体も総務部は5課あるんですけども、毎月5課の課長と打ち合わせを行っております。それはあくまで定型的な話なんですけども、いわゆる日々の行動としてそういった雑談をなさいということで進めております。

○14番（高原邦子）

私の経験なんですけど、私の言っていることがちっとも分からないという人がいたんですけど、いや、実はこうこうこうでと説明したら、やっぱりよく分からんけどあんたが言っとるんやで納得したわという人もいますね。ところが、逆に世の中には理路整然と正論を唱える人がいるじゃないですか。でも、あいつはそうやって正論ばかり言っとるんやけど嫌いやでなという、そういう人間の不思議な心の感情というものがあったりするので難しいなと思うんですね。「己の欲せざる所は他に施す勿れ」という、これを守っていけば大抵うまくいくのではないかなと思うし、もう1つ、最近いろいろな人を亡くしたりして思ったんですが、皆さん考えてみてください。この時代、この地球の広い中でこの一緒に時をこうやって過ごしているってすごいご縁があることです。この飛騨の地域で住んでいるだけでもすごいご縁なんですね。それなのにいがみ合ってやっている。これが100年先に私が生まれたら皆さんに会ってないわけですし、同じ時代に生きていると思うと何でいやらしいことを言わないといけないのだろうかと思ってしまうので、こんな偶然ってないことで大切にしていってほしいなと思うので、ぜひぬくもりの輪を皆さんにも広げてもらいたいなと思ったので今回やらせていただきました。皆さんとこの時代に、このときに知り合えて本当に私は幸せだと思っています。ありがとうございました。これで終わります。

〔14番 高原邦子 着席〕